

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月14日(水) 午前9時57分から午前10時23分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 19人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員

12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員

16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員

22番 井上 保邦 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 4人

5番 田邊 洋樹 委員 15番 中西 公仁 委員 20番 出口 哲士 委員

23番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

7番 山本 義弘 委員 9番 野口 國治 委員 16番 藤原 安信 委員

21番 白神 勇 委員 22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第7号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の
設定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 板谷 和俊 事務局課長主幹 塩見 雅子

事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子

事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時57分)
事務局 吉井副参事	<p>皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から9月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和4年9月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は19名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号16番藤原安信委員と議席番号17番矢野秀典委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と田中副主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>おそれいります、野口委員、井上委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律 第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (野口委員、井上委員 退席) それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から10頁にかけて24件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が23件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から24番について調査票をもとに説明】</p> <p>2頁6番から8頁15番にかけての10件は、柳井原地区圃場整備事業の関連案件で、圃場を借りて耕作している農業者が、所有権を取得するものです。申請地は適正に耕作されており、玉島地区協議会で審議したところ、いずれも許可相当とのご意見でした。 その他は、特に問題となるような案件はありませんでした。</p>

このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の24件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第1号の、1番から24番までについて、許可、と決定いたします。

事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた2名の委員に報告いたします。

議案第1号は、全件許可、されましたことを報告いたします。

続きまして、11頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、11頁に4件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の4件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から4番について許可、と決定します。

続きまして、12頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】**

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、12頁から20頁にかけて30件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました30件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた30件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この30件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の30件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から30番について許可、と決定します。

続きまして、21頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいります、山本委員、野口委員、藤原安信委員、白神委員、井上委員に関する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(山本委員、野口委員、藤原安信委員、白神委員、井上委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】**

塩見でございます。ご説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、まずはお手元に配布しております議案訂正表をご覧ください。21頁5番、徳芳の案件でございますが、契約期間に誤りがございました。正しくは「3年3か月」、終期年月日は「令和7年12月31日」でございます。もう1件は25頁25番の真備の案件でございますが、こちらも契約期間に誤りがございました。正しくは「7年8か月」、終期年月日は「令和12年5月31日」でございます。申し訳ございません。

次に配布しております取下げ表をご覧ください。22頁11番でございますが9月7日に取下げとなっております。

それでは21頁に戻っていただいて、議案の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画でございますが、21頁から30頁にかけて38件の計画が、農業委員会に提出されました。

まずは貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が19件、使用貸借が13件でございます。

利用期間の更新は8件、更新切れを含む新規は25件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが15件、農地所有適格法人によるものが1件、その他は個人でございます。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要

な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

次に、29頁から30頁にかけての5件の所有権移転についてご説明いたします。
本件は農地中間管理機構が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。

この（農地売買等）事業は、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき農地中間管理機構が実施する事業で、農地中間管理機構が農用地等を買入れ、認定農業者等に売渡しを行うことで、農業経営の規模拡大、農地の集約化を促進する事業でございます。

土地の所在は船穂町柳井原ほ場整備区域内でございます、3月24日付で換地処分された農地でございます。

1番につきましては、現在の所有者である一般社団法人倉敷船穂農業公社から農地中間管理機構が買入れるものでございます。

また、2番から5番につきましては、担い手である農家へ売り渡すものでございます。

この度の売買は、農地中間管理機構が9月26日に土地の買い受けと引き渡しを同時に完了したいとの希望があり一括上程となっております。

所有権の移転を受ける者は農地中間管理機構の定める基準を満たしており、書類上の不備もございませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、37件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

議 長 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、11番は取り下げ、ほか37件は、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

議 長 **【異議なしの声】**

異議なしということでございますので、議案第4号は、11番は取り下げ、ほか37件は、全件承認といたします。

事務局、5名の委員に入室するように伝えてください。

（入室）

退室されていた5名の委員に報告いたします。

議案第4号は、11番は取り下げ、ほか37件は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、31頁をご覧ください。

議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」です。

事務局 事務局から説明をお願いします。

【議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての説明】

中村でございます。説明させていただきます。

議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、31頁に1件の申請がありました。

この件についてですが、令和3年12月27日付けで、診療所（歯科医院）として転用許可を受けていましたが、建築面積や建ぺい率が変更になるため、事業計画変更承認申請書が提出されました。

この件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのこ

議 長	<p>とでした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
各委員	<p>事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>【異議なしの声】</p>
事務局	<p>異議なしということでございますので、議案第5号については、承認とします。続きまして、32頁をご覧ください。 議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>【議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】 板谷でございます。説明させていただきます。 それでは、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 32頁をご覧ください。新田■■■■外6筆の申請がありました。 特例適用を受けようとする申請人の自宅は新田で、被相続人と同一住所の兼業農家です。申請農地は7筆とも、自宅の周囲を囲うように集結しております。 現地を確認したところ、全ての農地で稲作がなされている状態であり、被相続人がお元気であったころには農業経営をされていたと思われまふ。 また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。 そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。 なお、本件については倉敷西地区協議会においてご審議いただき、承認をいただいております。</p>
議 長	<p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
各委員	<p>事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>【異議なしの声】</p>
事務局	<p>異議なしということでございますので、議案第6号については、承認とします。続きまして、33頁をご覧ください。 議案第7号「農地法第3条第2項第5号における 農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
	<p>【議案第7号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について」の説明】 小山です。それでは説明させていただきます。 33頁をご覧ください。 議案第7号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について」でございますが、農地の権利取得面積（別段の面積）とは、農地</p>

法3条の許可申請時の要件となる下限面積のことをございます。

平成21年12月施行の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、同定めによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになり、倉敷市でも、昨年(令和3年)に「2020年農林業センサス」の調査結果に基づき、市内一部区域において、下限面積の引き下げを実施したところです。

「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日12構改B第404号・最終改正令和3年4月1日)では、農業委員会が別段の面積を定めようとする場合は、「農林業センサス」の調査結果や、管内農地における遊休農地の状況を参考に行うこととなっており、今年度見直しを検討した結果、まず、農林業センサスは5年ごとの調査であり、昨年変更した際活用したものが最新で、以後変更がないこと、管内農地の遊休化については、未だ比較的低水準に留まることから、今年度は下限面積の変更を行わず、現行の下限面積を継続することと判断しました。

各地区協議会でご審議いただきましたが、当面は現行どおりの下限面積を継続することで異議なく承認、との事をございました。

議長 ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

各委員 事務局の説明がありました。議案第7号につきましては、33頁の案のとおり、承認することに、ご異議ございませんか。

議長 **【異議なしの声】**

異議なしということをございますので、議案第7号は、承認と決定します。

ここからは、報告案件です。

事務局 報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

【報告第1号から第5号について報告・説明】

成田です。報告いたします。

34頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」をございますが、34頁から40頁にかけて14件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものございます。

次に41頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」をございますが、41頁から43頁にかけて14件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に44頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分報告について」をございますが、44頁から49頁にかけて30件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に50頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」をございますが50頁から51頁にかけて10件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

<p>議 長</p>	<p>次に52頁をお開きください。 報告第5号「農地法第5条の規定による許可の取り止めについて」でございますが、52頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 なお、その後、所有者から農地改良届が提出され、現在は畑となっておりますので申し添えます。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
<p>議 長</p> <p>吉井副参事</p>	<p>【質問なしの声】</p> <p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。 以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 (次回総会の日程案内など連絡) 以上です。</p> <p>ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は10月12日(水)です。 ご出席のほど、よろしく願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時23分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年9月14日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員